

別記様式第6

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士 (文学) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	藤澤 桜子
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目(Title of Dissertation) 皇室紋章の起源と変遷			
論文審査担当者(The Dissertation Committee)			
主 査(Name of the Committee Chair)		教授	三浦 正幸
審 査 委 員(Name of the Committee Member)		教授	安嶋 紀昭
審 査 委 員(Name of the Committee Member)		教授	本多 博之
審 査 委 員(Name of the Committee Member)		准教授	伊藤奈保子
審 査 委 員(Name of the Committee Member)		神戸大学・教授	市澤 哲
〔論文審査の要旨〕 (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>本論文は、古代・中世において天皇や皇族が専用した文様意匠、すなわち皇室紋章といえる鳳凰と菊花紋章の起源と変遷について論ずるものである。鳳凰が天皇の象徴となる過程を述べる第一部「天皇家の意匠としての鳳凰」、鳳凰が変質して菊花紋章と交代することを述べる第二部「鳳凰の変質」の二部構成とし、各四章、合計八章に序論と全体のまとめとしての結論を加えたものである。</p> <p>第一部第一章「平安時代における鳳凰の共通認識」では、平安時代には鳳凰の使用例が天皇周辺に偏っており、朝儀の衰退や里内裏への移行といった変化にも対応していたことを述べる。9世紀までの鳳凰の役割は皇族と臣下との区別という点にあったが、10世紀には黄櫨染袍や鳳輦といった天皇だけに限られた儀式具に鳳凰が採用され、鳳凰が天皇と直接結びついたとする。12世紀には臣下による鳳凰の使用が憚られ、鳳凰が皇室紋章であると十分に認識されたことを明らかにした。そして鳳凰がもつ権力の象徴という性格から政治的利用価値も高まり、上皇らによる派生的使用がなされ始め、使用者を天皇だけに限らない王権の象徴としての権威性・符号性を帯びたとする。</p> <p>第二章「飛鳥・奈良時代における鳳凰」では、奈良時代までの鳳凰の使用状況を述べる。孝謙天皇による鳳凰の使用が特に多く確認でき、8世紀半ばには鳳凰を皇室紋章とする意図があったとする。しかし、単なる華麗な装飾意匠として鳳凰が用いられた例も多く、皇室以外の鳳凰文の使用に関しての規制等はなされておらず、鳳凰が皇室紋章であるという認識もまだ浸透していなかったとする。</p> <p>第三章「鳳輦と葱花輦」では、鳳輦と葱花輦という二種の輦の前後関係を論じ、従来考えられていた順序とは逆に、中国から伝えられた当初の輦の形式は葱花輦であったこと、鳳輦は日本で考案されたものであることを論証している。</p> <p>第四章「鳳輦の成立」では、輦形式としての鳳輦の成立時期を検証し、幼帝朱雀の即位直後の承平元年(931)もしくは同二年に限定できるとする。</p>			

第二部第一章「中国における鳳凰」では、主に漢代以降における鳳凰の性格を論じ、中国では鳳凰は祥瑞・仁鳥・仙禽という装飾意匠としての例が専らで、皇室紋章としての性格は日本で付与されたものであることを改めて確認している。

第二章「濫用と衰頽—鎌倉・南北朝時代における鳳凰—」では、鎌倉・南北朝時代における鳳凰の使用状況を分析し、皇室紋章としての性格は早くも13世紀には薄れ、華麗な装飾意匠として多用されたことを明らかにする。

第三章「菊花紋章の成立」では、鳳凰に代わって、いわゆる菊花紋章が成立した過程を論証する。菊花紋章は後鳥羽上皇が個人的に好み、それが先例として受け継がれたとする通説に対して、綿密に反論を加える。朝廷内での立場が盤石でない後嵯峨皇統を確立させるため、後鳥羽院政期の再現が目指され、後嵯峨上皇を後鳥羽上皇に擬する視覚的意匠として土御門定通の画策により菊花紋章が制定されたことを明らかにしている。

第四章「室町殿と鳳凰」では、金閣や銀閣の屋頂飾りの鳳凰像に代表される、将軍家による鳳凰の使用例を取り上げる。南北朝の合一を記念し、太平をもたらした義満が自らの象徴として仁鳥・鳳凰を大々的に誇示した可能性を指摘する。

本論文は、鳳凰が皇室の象徴となり、さらに菊花紋章に取って代わられる過程を、膨大な文献史料や絵画資料を渉猟し、丁寧に分析することで論証した労作であり、日本文化史研究の深化に大きく寄与するものとして高く評価される。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500字以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed 500 words.)